

『ステップアップ・コーラブル USD』
(アメリカドル建て満期日繰上特約付ストラクチャード預金)商品説明書
(本書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面です。)
この書面をよくお読みください。

- ・ 『ステップアップ・コーラブル USD』(アメリカドル建て満期日繰上特約付ストラクチャード預金)(以下「本預金」)は、当行の判断により満期日より前に本預金を終了させることができる特約(以下「満期日繰上特約」)が付されたアメリカドル(以下「USD」)建ての預金です。満期日繰上特約が適用された場合には、本預金は直後の繰上償還日に繰上償還され、以後、本預金の利息は支払われません。
- ・ 中途解約は原則としてできません。当行がやむを得ないものと認めて中途解約に応じる場合、元本が大幅に毀損しての中途解約となる可能性があります。
- ・ 本預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの USD を円換算すると、当初預入時の払い込み円貨額(USD 資金による預け入れの場合は、当初預入時の為替相場による当該 USD 資金の円換算額)を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。

【満期日繰上特約の適用・不適用と運用利回り】

- ・ 本預金は、預金開始日(預入日)から半年ごとの利払日の 5 営業日前に設定された満期日繰上特約適用判定日ごとに、当行がその判断により、満期日繰上特約の適用・不適用を決定します。満期日繰上特約の適用が決定された場合は、その直後の繰上償還日において繰上償還されます。その場合、繰上償還以降の本預金の利息は支払われません。
- ・ 満期日繰上特約は、市場金利が本預金金利よりも低い場合に適用される可能性が高くなります。したがって、繰上償還日における金利水準によっては、再運用を含めても、当初預入時に設定可能であった、本預金と同期間の定期預金の運用利回りを下回るリスクがあります。
- ・ 満期日繰上特約が適用されない場合、預入時に決定する約定利率での運用(期間に応じて変動します。)となります。このため、本預金の設定後に市場金利が上昇しても、当該上昇後の市場金利で運用する機会を逸するリスクがあります。

【為替リスク】

- ・ 本預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの USD を円換算すると、当初本預金作成時の払い込み円貨額(USD 資金による預け入れの場合は、当初預入時の為替相場による当該 USD 資金の円換算額)を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。

【中途解約】

- ・ 本預金の設定以後、本預金の中途解約は原則としてできません。
- ・ 当行がやむを得ないものと認めて中途解約に応じる場合、本預金の利率はゼロ(0)%となります。また、募集期間最終日の締切時間以降は預金開始日(預入日)前も含めて、

次頁へ続きます。

当行所定の計算式を適用して算出した中途解約損害金をお支払いいただくことがあります。この結果、元本が大幅に毀損しての中途解約となるリスクがあります。

【手数料】

- 本預金独自の手数料はありませんが、お申込みのために円資金をUSDに交換する場合および繰上償還または満期償還されたUSD資金を円に交換する場合は、それぞれ片道の為替手数料(1USDあたり1円)がかかります。

➤ 商号・住所、お問い合わせ先

香港上海銀行 東京都中央区日本橋3丁目11番1号 HSBCビルディング

(日本における登記上の商号:ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド)

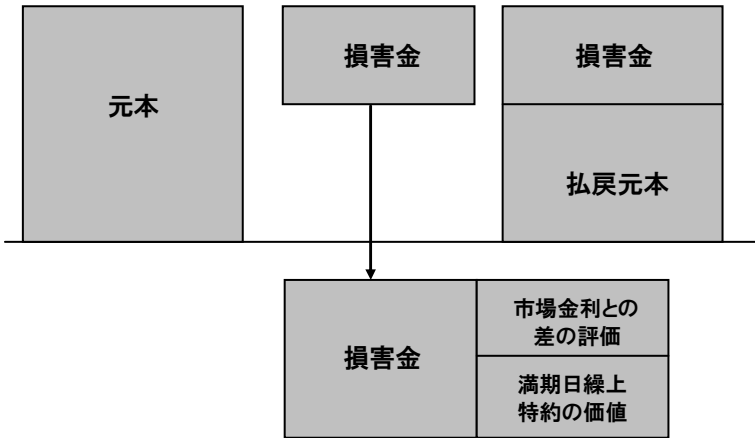
店頭または HSBC プレミア コールセンター (日本語 0120-777-369)までお問い合わせください。

商品名	『ステップアップ・コーラブル USD』(アメリカドル建て満期日繰上特約付ストラクチャード預金)	
預入通貨	アメリカドル(USD)	
商品概要	<ul style="list-style-type: none"> 本預金は満期日繰上特約の付された、金利ステップ・アップの仕組預金です。 <ul style="list-style-type: none"> 満期日繰上特約により、本預金は満期日前に償還されることがあります。 満期日繰上特約適用判定日毎に、当行がその判断により、満期日繰上特約の適用・不適用を決定します。 満期日繰上特約の適用が一度もなかった場合、本預金は『リスク確認書兼お申込書』に定める満期日に償還されますが、最短の場合、最初の満期日繰上特約適用判定日に満期日繰上特約の適用が決定され、本預金は預金開始日(預入日)から6ヶ月間で償還されることがあります。 本預金の適用利率は、預金の期間に応じて変化します。詳しくは、別途お渡しする『リスク確認書兼お申込書』にてご確認ください。 利息は半年ごとの利払日に支払われます。 本預金が繰上償還された場合、以後の本預金の利息は支払われません。 お申込金額が一口USD300万未満の本預金は、募集期間限定型のお取扱いとなります。 <ul style="list-style-type: none"> 募集期間中の市場環境の変化・応募状況等により、当行の判断で本預金の設定を中止することがあります。 お申込み以後、預金開始日(預入日)までの間、お申込金額はお客様のマルチカレンシー普通預金口座(USD)に留保され、この資金はお引出し、その他お取引にご利用いただけません。 募集期間限定型の場合、お申込み以後でも、当行所定の期間中に限り、当行国内支店窓口(HSBCプレミアセンター)もしくはHSBCプレミアコールセンターにお申し出いただくことにより、お申込みの取消が可能です。 本預金は原則として中途解約することができません。 <ul style="list-style-type: none"> 当行がやむを得ないものと認めて中途解約に応じる場合、前回利払日(初回利払日の前は預金開始日(預入日))以降中途解約日までの期間の本預金の利率はゼロ(0)%となります。 募集期間最終日の締切時間以降は預金開始日(預入日)前も含めて、当行所定の計算式を適用して算出した中途解約損害金をお支払いいただくことがあります。この結果、元本が大幅に毀損しての中途解約となる可能性があります。 	
預入	(1)最低預入額	募集時に決定します。別途お渡しする「リスク確認書兼お申込書」にてご確認ください。
	(2)預入単位	USD0.01 単位
	(3)預入方法	マルチカレンシー普通預金口座(USD)より一括預入。

次頁へ続きます。

	(4)預入期間	6年以内 ※ 預入期間の詳細は、別途お渡しする「リスク確認書兼お申込書」にてご確認ください。 ※ ただし、当行が、いずれかの満期日繰上特約適用判定日に、本預金に付された満期日繰上特約を適用することを決定した場合、本預金はその直後の繰上償還日に繰上償還されます。詳細については後掲の「満期日繰上特約について」をご覧ください。
利息	(1)適用利率	募集時に決定する、各利息計算期間についての適用利率を、当該各利息計算期間に適用します。 ※ 適用利率の詳細は、別途お渡しする「リスク確認書兼お申込書」にてご確認ください。
	(2)利息支払方法	上記(1)の適用利率で計算された利息は、半年ごとの利払日に、USD 建てで HSBC プレミア・アカウントのマルチカレンシー普通預金口座(USD)に入金する方法により、お支払いします。 ※ 利払日の詳細は、別途お渡しする「リスク確認書兼お申込書」にてご確認ください。
	(3)利息計算方法	付利単位を USD0.01 とし、1 年を 365 日とする日割り計算とします。
手数料	本預金の設定には手数料がかかりません。 ※ ただし、本預金のお申込みのために円資金を USD に交換する場合および繰上償還または満期償還された USD 資金を円に交換する場合は、それぞれ、当行所定の片道の為替手数料(1USD あたり最大1円)を含んだ為替レートを適用します。	
販売対象	日本に居住する HSBC プレミア・アカウントをお持ちの個人のお客様。 (当行が適合性があると判断するお客様に限ります。)	
お申込み方法	<p>当行国内支店窓口(HSBC プレミアセンター)にてお取扱いします。</p> <p>① お申込み金額が一口 USD300 万以上の場合、都度設定の預金のお取扱いが可能な場合があります。 ※ 詳しくは当行国内支店窓口(HSBC プレミアセンター)またはリレーションシップ・マネジャーまでお問い合わせください。 ※ 都度設定の預金のお申込みは、原則としてお取消できません。</p> <p>② お申込み金額が一口 USD300 万未満の場合、募集期間限定型預金のお取扱いとなります。 ※ この場合、別途お渡しする「リスク確認書兼お申込書」に記載するお申込み日程・方法にてお申込みいただけます。 ※ 募集期間限定型のお申込みについては、当行所定のキャンセル期間中に限り、お申込みの取消が可能です。</p>	
預金設定日 (契約成立日)	原則として募集期間最終日を預金設定日(契約成立日)とします。	
預金開始日 (預入日)	原則として預金設定日の 2 営業日後を預金開始日(預入日)とします。 ※ 預金開始日(預入日)の詳細は、別途お渡しする「リスク確認書兼お申込書」にてご確認ください。 ※ お申込み以降、預金開始日(預入日)までの間、お申込金額はお客様のマルチカレンシー普通預金口座(USD)に留保され、この資金をお引き出し、その他お取引にご利用いただけません。	
満期日繰上特約について	特約の概要	満期日繰上特約適用判定日ごとに、当行がその判断により、満期日繰上特約の適用・不適用を決定します。満期日繰上特約が適用された場合、本預金は、その直後の繰上償還日をもって、USD 建てで償還されます。なお、繰上償還後の本預金の利息は支払われません。
	繰上償還日	「繰上償還日」とは、満期日繰上特約が適用された場合に、満期日より前であっても本預金が償還される日を指し、預金開始日(預入日)から起算して半年ごとの各利払日(満期日を除く)と同日とします。
	満期日繰上特約の適用に関して	<ul style="list-style-type: none"> 繰上償還日の 5 営業日前の日を「満期日繰上特約適用判定日」とします。満期日繰上特約適用判定日ごとに、当行がその判断により、満期日繰上特約の適用・不適用を決定します。 満期日繰上特約が適用される場合、本預金は直後の繰上償還日において償還されます。 繰上償還後の本預金の利息は支払われません。

次頁へ続きます。

繰上償還時のお取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日繰上特約の適用が決定された場合、本預金の元本および利息は、当該決定が行われた満期日繰上特約適用判定日の直後の繰上償還日に繰上償還され、USD 建てで HSBC プレミア・アカウントのマルチカレンシー普通預金口座(USD)へ入金されます。(自動継続のお取り扱いはありません。) ➢ マルチカレンシー普通預金口座(USD)へ入金後は、当該口座の店頭表示金利が適用されます。 ➢ 繰上償還については、郵送にて明細をお送りします。
満期償還時のお取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期償還の場合、本預金の元本・利息は、満期日に償還され、USD 建てで HSBC プレミア・アカウントのマルチカレンシー普通預金口座へ入金されます。(自動継続のお取り扱いはありません。) ➢ 普通預金口座へ入金後は普通預金の店頭表示金利が適用されます。 ➢ 満期償還については、郵送にて明細をお送りします。
預金保険	<p>当行の預金は預金保険の対象外です。</p>
中途解約について	<ul style="list-style-type: none"> 本預金の募集期間最終日の締切時間以後は、預金開始日(預入日)の前であっても、原則として本預金の申込取消または中途解約はできません。 ➢ 当行がやむを得ないものと認めて申込取消または中途解約に応じる場合、前回利払日(初回利払日の前の場合は預金開始日(預入日))以降中途解約日までの期間の本預金の利率はゼロ(0)%となります。 ➢ 募集期間最終日の締切時間以降は預金開始日(預入日)前も含めて、当行所定の計算式を適用して算出した中途解約損害金を直ちにお支払い頂くことがあります。この結果、元本を大幅に毀損しての申込取消または中途解約となる可能性があります。 ➢ 中途解約のご依頼があつてから中途解約手続が完了するまでには、数営業日を要します。
中途解約損害金の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 中途解約に伴い発生する解約日から満期日までの期間(以下、「残存期間」)に対応する、本預金に内包されたデリバティブの再構築額等を当行所定の計算方法により算出し、その額を「中途解約損害金」としてこの預金の元金から控除する方法によりお支払いいただきます。 ➢ したがって、本預金設定時に解約時の損害金額は確定しません。市場の状況、残存期間の日数等により変動します。 ➢ この中途解約損害金は、当行が合理的と認める市場レートを基準として、当行所定の計算方法により算出されますが、一般的に、市場金利が上昇すればするほど、また、お預け入れからの経過期間が短い(残存期間が長い)ほど、高くなる傾向にあります。 ➢ 市場が全く変動しない場合でも、元本の 2-6%程度の中途解約損害金が発生する場合があります(金額、期間等の諸条件により異なります。) <p>※ 中途解約に係る損害金の具体的な金額については、当行国内支店窓口(HSBC プレミアセンター)またはリレーションシップ・マネジャーまでお問い合わせください。</p> <p>損害金のイメージ</p> 
税金	<ul style="list-style-type: none"> 利子所得は源泉分離課税(国税 15%、地方税 5%)として課税されます。ただし、源泉分離課税の税率は、日本の居住者であるか否かや、税法上の特則などにより上記と異なる場合がありますので、お客様ご自身で税理士等の専門家にご確認ください。 お利息はマル優の対象外です。

次頁へ続きます。

付加できる特約事項	ありません。
当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体	ありません。
当行が契約している指定紛争解決機関	全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 又は 03-5252-3772
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日、利払日または繰上償還日とされる日が土曜日、日曜日、祝休日その他日本の法令で定める銀行休業日、または、ニューヨーク市場の休日に該当する場合には、翌営業日(ただし、翌営業日が翌月に繰り越すこととなる場合には、前営業日)を満期日、利払日および繰上償還日とします。 本預金については、HSBC プレミア規約集第5章の適用があります。 当行との取引においては、別途の定めがある場合を除き、日本語による諸規定を正文とします。日本語による諸規定の英訳が参考目的で作成される場合に、日本語による記載内容と参考のために作成された英語による記載内容が相違するときには、日本語の記載内容が優先するものとします。 本預金のお申込みの際には、本書面をよくお読みになり、ご不明な点については当行にご確認いただき、内容を十分にご理解いただいたうえで、お申込みください。
<p>本預金のお申込み後、預金開始日(預入日)までの間、申込相当額は、HSBC プレミア・アカウントにおけるマルチカレンシー普通預金口座(USD)に留保され、払い戻すことができません。この間、HSBC インターネットバンキングの画面上では、申込相当額がマルチカレンシー普通預金(USD)とストラクチャード預金口座の双方に計上されます。あらかじめご了承ください。</p>	